年　　 　月　　 　日

（注）　この事前届出書を作成して、当該車両を使用して行う業務の内

容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄す

る都道府県警察の本部又は警察署に提出してください。

（注）

１　災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事

態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交

通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの都道府県

警察の本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受

けてください。

２　届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚

損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け

出て再交付を受けてください。

３　次に該当するときは、本届出済証を返納してください。

　規制除外車両に該当しなくなったとき。

　規制除外車両が廃車となったとき。

　その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。

番号標に表示

されている番号

車両の用途（緊急

輸送を行う車両に

あっては、輸送人

員又は品名）

名）

住　所

氏名又は

名称

車両の使用者

　（　　　　）　　　局　　　　番

活動地域

規制除外車両事前届出済証

規制除外車両事前届出書

印

群馬県公安委員会

災害

緊急事態　応急対策用

国民保護措置用

災害

緊急事態　応急対策用

国民保護措置用

第　　　　　　号

左記のとおり事前届出を受けたことを証する

届出者住所

（電話）

氏　名

群馬県公安委員会殿

年　　 月　　 日



ナンバープレートに

表示されている番号